

## 都市計画税の目的及び用途について

## 財務課作成資料

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てられます。

都市計画税を活用する対象である都市計画事業とは、良好な住環境の整備、自然環境と市街地開発の調和、災害予防の観点などからまちづくりの方向性、ルールを定めた計画に基づき行う事業です。

本市においては

- ・優れた交通環境を形成する都市計画道路の整備
- ・住民の健康増進、景観の保全、災害対策等のための都市計画公園の整備
- ・雨水の適切な排出、浸水対策のための雨水幹線や貯留施設等の整備
- ・生活環境や水質の保全のための下水道施設(污水管、処理施設等)の整備
- ・良好な自然環境や住環境を維持、生活基盤としてのごみ処理施設の整備
- ・同じく、市域全体として良好な住環境を維持するための、し尿処理施設の整備

などを都市計画事業として進めており、その整備費用や、これまで進めてきた都市計画事業に充てた地方債の返済に、都市計画税を活用しています。

また、都市基盤が未整備な地区などを健全な市街地として整備するため、区画を整え、道路や河川、公園等を整備し、地域や市域全体の利便性や魅力、防災力等の向上を図る仕組みが土地区画整理事業であり、本市においても過去から複数の地域で実施されています。これらの事業費や地方債の返済についても、市域全体としてのまちづくりに寄与し、公共施設の整備を進めるものとして、都市計画税を活用しています。

これらの都市計画事業や土地区画整理事業は、今後も良好で安全な住環境の維持を目的として計画的に、時代に合わせて防災や環境的な観点を取り入れ、施設の新規整備や、機能として必要な更新を行っていくものであり、これらに都市計画税を活用します。

令和16年度までの財政見通しを作成する上で、今後見込まれる投資的経費として計上した費用のうち、都市計画事業及び土地区画整理事業として行われる見込みがあるものの事業費は、道路や衛生施設の整備、浸水対策、区画整理事業などで80億円を超える額となっています。